

乗用カート利用約款

第1条 本約款の目的

この約款は、パインズゴルフクラブ（以下「当クラブ」という）における乗用カートの利用に関する基準を定め、施設利用者（会員、ゲストを問わず）及び従業員の安全確保を図ることを目的とします。

第2条 本約款の遵守

乗用カート利用者はコース利用者の安全に十分な注意を払うと共に、安全操作を心掛け、以下の定めに基づきこの約款を遵守する義務を負うものとします。以下、乗用カートを主に操作する人を「運転者（リモコン操作者）」と称し、その他は「同乗者」と称し、両者を総称して「利用者」と称します。

第3条 運転者等の制限

キャディ付プレーの場合、運転者（リモコン操作者）はキャディに限ります。セルフプレーの場合、酩酊その他の事由により正常な操作が困難と認められる時は運転者（リモコン操作者）となることはできません。

第4条 プレー中における危険防止

乗用カートはカート同士が近づくと自動停止しますが、人や他の車などには反応せず危険ですので前後に立たないでください。また、カート同士でも横からの接近は感知しませんので交差点での衝突に注意してください。

第5条 操作中の注意

運転者（リモコン操作者）は乗用カートの運行に際し、次の事項を遵守してください。

1. 走行の際の注意事項

- (イ) 乗用カートの乗車定員は5名です。
- (ロ) 乗用カートの運転の開始は必ず係員の指示に従って下さい。
- (ハ) 運転の開始に際しては、同乗者の乗車に先立って、必ずブレーキ・リモコンを含むその他の装置が正常に作動することを確認してください。
- (ニ) 発進させるには「発進／停止」ボタンを押してください。
- (ホ) 停止させる時は「発進／停止」ボタンを押すか、ブレーキペダルを踏んでください。
- (ヘ) 発進及び停止はリモコンで行うこともできます。
- (ト) 自動運転中は後進できません。前後進切替レバーは必ず「前進」の位置で使用してください。
- (チ) 発進は必ず同乗者が着座したこと及び前方の安全を確認した上で声をかけて行ってください。

2. 停車等の際の注意事項

- (イ) 乗用カートは、予め定められた停止点に着くと自動的に停止します。急停車することがあるので必ずハンドルやグリップ、バー又はアームレストに掴まってください。停車中は自動的にブレーキが働きます。
- (ロ) 前に停止車両がいるときは安全な距離をとって停止させてください。
- (ハ) 乗用カート用道路の走行に関し一旦停止等の表示があるときはこれにしたがって操作してください。
- (ニ) 乗用カートは急な坂道・斜面・橋の上・その他の不安定な場所、或いは打球が当たる可能性がある場所には駐停車させないでください。

第6条 同乗者等の注意事項

同乗者は乗用カートの利用に際し、次の事項を遵守してください。

1. 乗用カートの前には絶対立たないでください。
2. 走行中は必ずハンドルやグリップ、バー又はアームレストに掴まってください。
3. 走行中は乗用カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないよう注意してください
4. 走行中の飛び乗り、飛び降り禁止します。
5. 走行中のクラブの抜き差しは厳禁とします。
6. クラブを持ったままの乗車は大変危険なので、必ずキャディバッグにクラブを入れてから乗車してください。

第7条 事故の場合の責任等

1. 運転者は乗用カートの操作に関し、故意又は過失により人身に危害を及ぼし、或いは当クラブの施設（乗用カートその他の施設内物品を含む）に損害を及ぼした場合（以下乗用カート事故という）には被害者に対し損害を賠償していただきます。
2. 同乗者の故意又は過失により乗用カート事故を生じ或いは誘発した場合には、当該事故の態様に応じ、運転者と連携もしくは単独にて被害者に対し損害を賠償していただきます。
3. 同乗者が乗用カートの被害者となった場合において、当該同乗者にこの約款に反する行為があれば、事情に従いその損害賠償請求の全部又は一部が過失相殺により免除されます。
4. 乗用カートのスリップや転倒事故、プレーヤーの転倒事故が発生しても、原因が利用者の不注意に起因する場合には当クラブは責任を負いません。

第8条 避難について

1. 雷や大雨、暴風等により、当クラブが一時中断・避難の決定をし、サイレンや乗用カート無線により連絡した場合、その場に留まることなく、速やかに近くの茶店・避難小屋またはクラブハウスに避難してください。
2. 天候の急変が生じた場合には、危険回避するため当クラブによる一時中断・避難の決定指示を待つことなく速やかに避難してください。その場合、乗用カートの無線にてキャディマスター室に連絡してください。
3. 自然災害により起こる乗用カートの事故については、当クラブは初動処置を行います但し責任を負いません。

第9条 本約款の改定

1. この約款の改定は必要に応じ会社が行う。
2. この約款の改定は、当クラブ施設内に1ヶ月以上の期間、改定事項を提示し公示します。

【補足】

コース内での緊急時の連絡は、カートに設置してある無線にてキャディマスター室までご連絡下さい。

〔付記〕本約款は平成19年12月3日から施行する。